

令和6年第11回米子市教育委員会定例会会議録

日 時 令和6年8月22日（木）午前9時
場 所 教育委員会室

出席した教育委員会教育長及び委員の氏名

浦 林 実（教育長）
白 井 靖 二
荒 川 陽 子
塩 地 淳 子
永 井 善 郎

説明のため出席した職員の職及び氏名

事務局長	長谷川 和 秀
事務局次長兼こども施設課長	矢 野 伴 典
事務局次長兼生涯学習課長	毛 利 公 一
こども政策課長	永 榮 一 博
こども支援課長	長 尾 理 恵
学校教育課長	仲 倉 昭 雄
学校給食課長	伊 藤 康 恵
スポーツ振興課長	成 田 博 顕
文化振興課長	大 塚 一 平
こども政策課担当課長補佐	佐 藤 祐 佳
こども施設課係長	安 田 諒 介
こども政策課主任	松 下 貴 洋
こども支援課主事	新 開 崇 史

議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 前回の会議の会議録の承認

第3 教育長の報告

第4 議 事

議案第39号 令和5年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・
評価について

議案第40号 史跡米子城跡整備検討委員会委員の委嘱について

議案第41号 米子市行政手続における特定の個人を識別するための番号
の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人

情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 42 号 米子市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

報告第 7 号 議会の委任による専決処分について

報告第 8 号 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

開 会 午前 9 時

○浦林教育長 ただいまから、令和 6 年第 1 1 回米子市教育委員会定例会を開会いたします。

1 会議録署名委員の指名

○浦林教育長 それでは、日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員に荒川委員を指名いたします。

2 前回の会議の会議録の承認

○浦林教育長 次に、日程第 2、前回の会議の会議録の承認に移ります。
前回の会議の概要について、事務局から報告をお願いします。
長谷川教育委員会事務局長。

○長谷川教育委員会事務局長 前回の会議の概要でございますが、7 月 3 1 日に定例会が開催され、議案第 3 7 号「令和 7 年度から令和 1 0 年度まで使用する中学校各教科の教科用図書の採択について」及び議案第 3 8 号「米子市指定無形民俗文化財の指定について」、以上 2 議案をご審議いただき、それぞれ原案のとおりご承認いただきました。

また、報告第 6 号「教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」を報告いたしました。前回の会議の概要は、以上でございます。

○浦林教育長 前回までの会議の会議録を承認します。

3 教育長の報告

○浦林教育長 次に日程第 3、教育長の報告について、私から報告をいたします。
本日は、3 点報告をさせていただきます。

1 点目は、美保中学校区義務教育学校開校準備委員会についてです。8 月 5 日に開校準備委員会を開催しまして、学校名の候補を決めていく段階に入りました。現時点では、来年の 8 月頃に校名候補を決めていく予定としております。

2 点目は、小中サミットについてです。8 月 2 日に米子市公会堂で米子市と日吉津村の小中学校 3 5 校の代表者が集まり、実施しました。

各学校の取り組みの情報交換を通じまして、いろいろな学びがあったようで、2 学期からの取り組みを楽しみにしております。嫌な思いをしている人がいたらどうするかということについて、子どもたちが様々な意見を言うというような姿が大変印象に残りました。参加をいただきました委員の皆様ありがとうございました。

3 点目は、管理職研修についてです。8 月 8 日に文部科学省の C S マイスター

竹原泉先生にお越しいただきまして、中学校区の目指す子ども像について改めて実際の熟議を行いました。

今後の各学校運営協議会で行う熟議についても参考になりましたし、各中学校区ごとに進む方向も改めて認識できたというふうに思います。報告は以上でございます。

4 議 事

○浦林教育長 日程第4、議事に入ります前にお諮りいたします。

議案第41号「米子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第42号「米子市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について」及び報告第7号「議会の委任による専決処分について」は、米子市として8月27日に公表することを予定しておりますので、本議案の審議及び報告を非公開とすることを提案したいと思います。これにご異議はございませんか。

(異議なしの声)

○浦林教育長 異議がないようですので、議案第41号、議案第42号及び報告第7号については、非公開といたします。

引き続き、報告案件の追加についてお諮りいたします。

報告第8号「教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」を、本日の議事に追加させていただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○浦林教育長 異議がないようですので、報告第8号を議事に追加いたします。資料の配布をお願いします。

○浦林教育長 それでは、日程第4 議事に入ります。

議案第39号「令和5年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

永榮こども政策課長。

○永榮こども政策課長 議案第39号「令和5年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価について」について、ご説明申し上げます。

まず、資料が当日配付になってしまいましたこととお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。

お配りしました議案第39号の資料をご覧ください。5月29日、6月25日及び7月31日の3日間にかけて、委員の皆様にご協議いただきました内容につきまして、教育委員の意見として取りまとめをいたしました。その後、8月9日に外部の学識経験者の方々から意見の聴取を行い、これを盛り込んだ形の最終報告書となります。本日は、これらをご確認いただきまして、報告書を完成させたいと考えております。

そういたしますと、別添資料の「令和6年度実施 令和5年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書」に基づき、ご説明させていただきます。

まず、1ページ目をお開きください。1の点検・評価の目的でございます。下から2行目にありますように、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たしていこうとすることが目的でございます。続きまして、2、教育委員会の構成及び会議の開催状況でございます。(1)教育委員会の構成は、令和5年度の委員の名簿と任期となっております。(2)会議の開催状況は、開催実績について記載しております。

次に2ページをお開きください。3、教育委員会の会議での審議状況でございます。教育委員会で審議しました案件を内容ごとに分類しまして、件数を分類番号別にまとめ、記載しております。2ページ中段から4ページまでは、教育委員会の各会議における審議案件と分類番号を記載しております。

次に、4ページ下段、4、教育委員会の会議以外の活動状況でございます。教育長及び教育委員の主な活動状況を記載しております。

次に、6ページ、5、教育委員会事務局の組織でございます。市長部局へ移管した課、担当の枠を残しまして、補助執行した事務を枠外に記載しております。

次に、7ページ、6、教育委員会事務局の主な担当業務でございます。市長部局へ移管した課、担当の記載を残し、補助執行した事務を記載しております。

次に、8ページ、こちらからは、点検・評価の具体的な実施内容に関わる部分でございます。まず、7、点検・評価と米子市教育振興基本計画との関係についてでございます。令和4年2月に策定しました米子市教育振興基本計画は、計画期間を令和4年度から令和8年度までとしております。この計画では、本市教育が中長期的に目指すべき姿を基本理念として示すとともに、基本理念を支える4つの基本目標を掲げています。具体的な施策を実施するに当たりまして、基本目標の実現に向けた基本施策について、教育委員会がその推進状況や課題等を踏まえて、点検・評価をいたします。なお、公民館に関する事務については、令和4年度から市長部局へ移管し、教育委員会の所掌事務ではなくなっているため、教育委員会では点検・評価を行わないこととしております。資料の一番最後、84、85ページに資料として、米子市教育振興基本計画体系図を載せておりま

すのでご覧ください。

8ページに戻っていただきまして、8、点検・評価の方法についてでございます。（2）点検・評価の区分でございますが、①主な取組（個別事業）の点検・評価につきましては、取組状況及び数値目標に対する実績を評価基準に基づきまして、二重丸、丸、三角、バツの4段階で評価しました。次のページの②、基本施策評価（総合評価）につきましては、主な取組の評価及び取組状況の総括を参考に、評価年度での基本施策の到達度の観点から、総合的にSからDまでの5段階で評価いたしました。

次に、9ページから14ページまでにかけてまして、点検・評価結果の概要を記載しております。まず、9ページの（1）総合評価でございますが、令和5年度は18の基本施策について、S、目標達成されたものは1件、6%でございました。Aの順調なものは8件、44%、Bの概ね順調なものは9件、50%でした。Cのやや遅れているもの、Dの遅れているものはありませんでした。全体としては概ね順調に進捗したものと評価しております。ただ、令和4年度の取組状況に比べまして、Aの順調なものが減少し、Bの概ね順調なものが増加しており、個別に課題のある事業について、数値目標への対応を図っていく必要があります。

なお、個別事業における数値目標及び基本施策評価や個別事業の評価基準につきまして、事業の目標に沿った数値目標の設定になっているのか、評価基準が明確であるかといった課題がありますことから、今後、数値目標の設定内容や評価基準について見直しを行っていく必要があると考えております。

続きまして、10ページ、（2）基本目標ごとの評価でございますが、教育振興基本計画における4つの基本目標ごとに、基本施策を評価し、教育委員及び学識経験者の主な意見、指摘事項を記載しております。

教育委員の個別のご意見につきましては、15ページからある基本施策ごとの点検・評価票（様式1）の下段に記載しております。

また、ちょっとページが飛びますが、81ページから83ページにかけてまして学識経験者の知見を記載しております。教育委員会としての点検・評価の結果をまとめるに当たりまして、点検・評価の客観性を高めるために、教育に関して学識経験を有する方々の知見を活用することとしております。8月9日に、こちらに記載しております3人の学識経験者から点検・評価に関する意見を伺いました。こちらにその内容を記載しております。

今後の予定でございますが、この点検・評価の報告書につきましては、市議会9月定例会の民生教育委員会で報告した後、ホームページ等で公表することとしております。報告書（案）の概要について、説明は以上でございます。

○浦林教育長 質疑はありませんか。

教育委員の意見のあたり、記入しておりますので、ちょっと目を通していただいて、趣旨が違ふとかがございましたらご意見いただければと思います。少し時

間を取りたいと思います。

永井委員。

○永井委員 初めてのことで、私もよくわからない中、やらせていただいたんですけど、これは5年度の評価を、今、6年の8月にまとめて報告するということは、6年度のものはもう既に計画が動いているということですね。そしたら、同じような、個別のことはいいんですけども、こういった部分の目標設定とか数値目標も既に立てられてるものがあるということですよ。そうしたら、ここにあります今後の数値目標や評価基準云々というところ、6年度の計画は、この部分をどういうふうにされているのか教えてください。

○浦林教育長 永栄こども政策課長。

○永栄こども政策課長 令和6年度の目標につきましては、既に立てておまして、今回の令和5年度の点検・評価で目標設定が計画の推進のための設定として必ずしも揃ったものでない部分があり、評価基準が曖昧な部分があるというご指摘もいただいているところがございますので、令和6年度は、だいぶ月も経っているところですが、改めて令和6年度の目標設定は、いただいたご意見を踏まえた見直しをかけまして、目標設定の再検討をしたいと思っております。また、令和7年度もそれを踏まえて設定していこうと考えております。

○永井委員 今回、初めて見させていただいた中で、やっぱりここにある目標設定だとか評価基準のところ、最初の目標設定のところは教育委員は介入できませんので、目標が正しく設定されてるかどうかというのは、評価として無しですね。結果だけをどうこう言ってたのが今回のやつかなと思って見させていただいたので、なかなかそれだけでは正しい目標なのかもわからないっていうのが、ちょっと事務局の方には言わせていただいたんですけども、本当にやるのであればそこから介入すべきかなと思います。

○浦林教育長 永栄こども政策課長。

○永栄こども政策課長 目標設定のところにつきましても、何らかの形でお示しすることを考えてみたいと思います。

○浦林教育長 おっしゃるとおり、今、点検・評価をするのが適切かというところが一番根本の、ご意見いただいたところだと思いますので、時期的なこと、それから目標設定する段階で、どういうふうに委員の皆さんに意見を伺うかというところは、本当にご指摘のとおりだと思いますので、ちょっとでも改善できる

話し合いをしていきたいと思います。ありがとうございました。
そのほか、いかがでしょうか。

(なしの声)

○浦林教育長 質疑がないようですので、採決いたします。
議案第39号については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○浦林教育長 異議がないようですので、議案第39号「令和5年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価について」は、原案のとおり承認することにいたします。

○浦林教育長 次に、議案第40号「史跡米子城跡整備検討委員会委員の委嘱について」を議題といたします。
事務局から説明をお願いします。
大塚文化振興課長。

○大塚文化振興課長 そうしますと、事前に配布しております議案書の1ページをご覧くださいませでしょうか。議案第40号「史跡米子城跡整備検討委員会委員の委嘱について」をご説明いたします。

こちらの委員会は、米子城跡の整備方針を定めるために必要な事項を検討するために設置したものでございます。このたび、就将地区の地元代表として選出しておりました植田和年氏が退任されることに伴い、新たに倉敷卓氏を委員として委嘱するものでございます。
なお、委員の任期は前任者の残任期間である令和7年3月31日まででございます。説明は以上でございます。

○浦林教育長 質疑はありますか。

(なしの声)

○浦林教育長 質疑がないようですので、採決いたします。
議案第40号については、原案のとおり委嘱することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○浦林教育長 異議がないようですので、議案第40号「史跡米子城跡整備検討委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり委嘱することにいたします。

○浦林教育長 次に、議案第41号「米子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

長尾こども支援課長。

○長尾こども支援課長 それでは、2ページの議案第41号「米子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明いたします。

行政手続の簡素化による市民の負担軽減を図るため、法に定める事務以外で教育委員会が個人番号、マイナンバーを利用することができる事務として、特別支援教育就学奨励費に関する事務を追加するとともに、当該事務における特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定めようとするものでございます。

具体的な改正内容といたしましては、第1に個人番号、マイナンバーを利用することができる事務に、特別支援教育就学奨励費に関する事務であって規則で定めるものを追加するものでございます。

第2に、この事務を処理するために利用できる特定個人情報として、住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報を追加するものでございます。以上2点です。

なお、本条例の施行期日につきましては、令和7年6月1日といたしております。説明は以上です。

○浦林教育長 質疑はございませんでしょうか。

(なしの声)

○浦林教育長 質疑がないようですので、採決いたします。

議案第41号については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○浦林教育長 異議がないようですので、議案第41号「米子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定につい

て」は、原案のとおり承認することにいたします。

○浦林教育長 次に、議案第42号「米子市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

成田スポーツ振興課長。

○成田スポーツ振興課長 そういたしますと、議第42号「米子市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明をさせていただきます。

議案書の7ページ以降をご覧ください。教育に関する事務に係る米子市体育施設条例の一部を改正する条例の議案を令和6年米子市議会9月定例会に提出することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、米子市教育委員会の意見を求めるものでございます。

条例の改正理由といたしましては、米子市営東山球技場の会議室に冷暖房設備を設置することに伴いまして、当該設備を使用する場合に使用料をいただくことを当該会議室に係る使用料額に加算するために改正をしようとするものでございます。

改正内容といたしましては、米子市営東山球技場の会議室におきまして、冷暖房設備を使用する場合に、当該会議室の使用料の額に、冷房設備を使用する場合は100分の50、暖房設備を使用する場合は100分の30を乗じて得た額を加算するものでございます。

なお、この条例につきましては、公布の日から施行することといたします。

また、参考といたしまして、会議室の使用料に関する額の割合を算定するに当たりましては、既に冷暖房設備の使用に応じた額を加算して使用料を徴収しております米子市淀江体育館、米子市営東山陸上競技場、米子市民球場の会議室に係る当該使用料の算定と同様の方法により算定した額としております。説明は以上でございます。

○浦林教育長 質疑はございませんでしょうか。

白井委員。

○白井委員 ちなみに、東山球技場の会議室の1時間の料金というのは、元々おいくらでしょうか。

○浦林教育長 成田スポーツ振興課長。

○成田スポーツ振興課長 東山球技場の会議室の利用料金ですけれども、1時間につき160円でございます。

○浦林教育長 その他はいかがでしょう。

(なしの声)

○浦林教育長 では、質疑がないようですので採決いたします。

議案第４２号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○浦林教育長 異議がないようですので、議案第４２号「米子市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり承認することにいたします。

○浦林教育長 次に、報告第７号「議会の委任による専決処分について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

矢野事務局次長兼こども施設課長。

○矢野事務局次長兼こども施設課長 そういたしますと、報告第７号「議会の委任による専決処分について」をご説明いたします。

議案書の１０ページをご覧ください。こちらの案件につきましては、令和６年７月５日に義方小学校敷地内で発生いたしました物損事故につきまして、和解及び損害賠償額を決定するに当たりまして、市長が地方自治法第１８０条第１項の規定によりまして専決処分を行いましたので、このことにつきまして、同条第２項の規定により市議会９月定例会におきまして報告しようとするものでございます。

和解及び損害賠償額の内容についてでございますが、議案書の１２ページをご覧ください。和解及び損害賠償額につきましては、大きい項目の１、和解の概要のところに記載しております。内容につきましては、本市側の過失割合を１０割といたしまして、損害賠償額の金額２６万７，３７５円を相手方に支払うという内容でございます。

事故の詳細につきましては、１３ページにございます。（３）の事故の状況、こちらに記載させていただいておりますが、先ほども申し上げましたとおり、令和６年７月５日の午前１１時頃、義方小学校敷地内に設置されておりました照明の支柱の根元が腐食していたこと、それから当日強風が吹いていたこと、そういったことの要因が重なりまして支柱が倒壊いたしました。この支柱のそばに

駐車されていた来校者の車の後部のガラス、それからそのガラス近辺の車体そのものに破損を生じさせたものでございます。

なお、人的被害はございませんでした。報告は以上でございます。

○浦林教育長 質疑はございませんでしょうか。

荒川委員。

○荒川委員 甲と乙、その辺りはちょっと状況がわからないんですけども、車自体は来校者の車でしょうか。

○浦林教育長 矢野事務局次長兼こども施設課長。

○矢野事務局次長兼こども施設課長 所有者は来校者のご主人所有の車です。説明が不足しておりました。申し訳ございません。

○浦林教育長 荒川委員。

○荒川委員 照明の柱の根元が腐食していたということですけども、これに関して、そういったことの事前の点検がどうなってるかということと、実際、子どもたちも怪我がなくてよかったなと思われるのは皆さんも同じだと思うんですけども、このことが起きた後、市内の学校の点検の状況を教えていただけますでしょうか。

○浦林教育長 矢野事務局次長兼こども施設課長。

○矢野事務局次長兼こども施設課長 今、ご質問いただきました件につきまして、まずこれまでの対応といたしましては、日常的に安全点検、危険物が学校の敷地内にないかどうか、そういったことは校長先生を通じまして依頼をしているところでございます。そういった中で、今回の事故が発生いたしましたので、その後の対処といたしましては、今年の7月8日に通知という形ではございますが、これまで行っていただいております安全点検につきまして、引き続き丁寧にしっかりしていただくことで、早期発見に努めてくださいというようなことをお願いしております。

あわせて、今回の事故を受けまして、同じような構造物がないか至急安全点検を行ってくださいということで併せて依頼しました。それが、7月中旬に報告が上がってきておりまして、今日資料をご用意しておりますが、市内9の小中学校におきまして、支柱の腐食ではないのですが、同じような形で腐食をしているような構造物が何個かありまして、そのうち4件につきましては、危険がか

なり大きいだろうということで、至急撤去を指示したもの、それからもう既に撤去しているものがございます。

それ以外につきましては、今の段階では危険度が低いということで、予算の残等を念頭に置きながら、できるだけ今年度中に対処していきたいと考えているところでございます。今、そのような対応をしているところでございます。

○浦林教育長 荒川委員。

○荒川委員 危険度が本当に高いものを早急に撤去ということで、また危険だけでも撤去できてないものもあるということで、以前計画訪問で学校を見させていただいたときに、この遊具は使ってははいけませんという張り紙はしてあるんですけど、状況に応じて使えるような、危険だっていうのをもう少し、例えばコーンで囲って入れないようにするとか、ある程度そういったことがないと、うっかり近寄ってしまえるような状況も見かけられましたので、ぜひ同じようなことが起きないように、危険なものは危険と周りにしっかり周知できるようにきちんとしていただきたいと思います。

○浦林教育長 矢野事務局次長兼こども施設課長。

○矢野事務局次長兼こども施設課長 承知いたしました。張り紙だけではなくて、事故対策に完璧はないと思っておりますので、立ち入り禁止の措置とか取れる限りの対応をしたいと思っております。

○浦林教育長 その他はよろしいでしょうか。

(なしの声)

○浦林教育長 次に、報告第8号「教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

永榮こども政策課長。

○永榮こども政策課長 報告第8号「教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」、ご報告いたします。

先ほど、追加でお配りしました議案資料の1ページをお開きください。米子市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長が臨時代理をいたしましたので、同条第2項の規定によりご報告するものでございます。

初めに、1、臨時代理した事項につきましては、米子市教育委員会事務局職員の人事異動についてでございます。その内容については、2ページの令和6年9月1日付け人事異動表のとおりでございます。

次に、2、臨時代理を行った日は、令和6年8月20日でございます。

次に、3、臨時代理を行った理由につきましては、教育委員会事務局職員の人事異動について、緊急に処理する必要があり、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったため、教育長が臨時に代理したものでございます。説明は以上でございます。

○浦林教育長 質疑はございませんでしょうか。

(なしの声)

○浦林教育長 本日の議事は全て終了しました。以上をもちまして令和6年第11回米子市教育委員会定例会を閉会いたします。

閉 会 午前9時39分